

ミシシッピ州における
会社設立、維持、閉鎖ガイドブック

2020年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ヒューストン事務所

【免責事項】

本ガイドブックは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヒューストン事務所が米国の法律事務所 Ohashi & Horn LLP に制作委託し、2020年3月に入手した情報に基づくものです。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本ガイドブックで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

【本ガイドブックに係る問い合わせ先】

日本貿易振興機構（ジェトロ）ヒューストン事務所

Email: inqu-hou@jetro.go.jp

内 容

はじめに	6
I. 会社の設立	7
1. 設立に要する手続きの流れ、期間、費用について	7
2. 事業組織の選択	8
(1) 現地法人の設立 vs. 日本法人の支店	8
(2) 設立州の選択	10
(3) ミシシッピ州における事業組織 (Business Entity) の種類と選択	12
(4) 事業登録 (Business Registration) と駐在員事務所	15
3. 設立手続き	16
(1) ミシシッピ州 Corporation の設立手続き	17
(2) ミシシッピ州 Limited Liability Company (LLC) の設立手続き	25
(3) 他州法人あるいは日本法人がミシシッピ州で事業登録するための手続き	27
II. 会社の維持	29
1. ミシシッピ州 Corporation を維持する中で法的に必要となる手続き	29
(1) コーポレートレコード	29
(2) 株主総会	30
(3) 取締役会	31
(4) 年次報告書 (Annual Report)	33
(5) Reinstatement (取り消された事業許可の復活)	33
(6) 基本定款の Amendment	34
(7) 法人格否認の法理 (Piercing the Corporate Veil)	35
2. ミシシッピ州 Limited Liability Company を維持する中で法的に必要となる手続き	36
(1) Foreign Entity がミシシッピ州での事業登録を維持するための手続き	36
III. 他州で設立された Corporation のミシシッピ州 Corporation への変更	36
IV. 会社の閉鎖	38
1. 閉鎖に要する期間、費用、手続きの流れについて	38
2. ミシシッピ州 Corporation を閉鎖するための手続き	38
(1) 解散 (Dissolution) の決定	38
(2) 清算業務の遂行	39

(3) 税務申告	39
(4) 事業登録の取り消し.....	39
(5) 解散証明書のファイル.....	39
3. ミシシッピ州での事業登録を取り消すための手続き	40
(1) 税務申告	40
(2) ミシシッピ州当局における事業登録の取り消し手続き	40
V. 合併事業	40
1. 合併事業における留意点.....	41
2. 合併事業形態の選択	41
(1) 合併契約のみによる合併事業.....	41
(2) 事業組織による合併事業.....	41
(3) 合併事業の持分所有と資産について.....	42
(4) 合併事業のメリットおよびデメリット.....	42
(5) 合併事業を行う際に検討、合意すべき主な事項.....	43
VI 雇用、労働および福利厚生.....	45
1. 概要	45
2. 雇用自由の原則	46
3. 雇用、労働、福利厚生に関する法律.....	46
(1) 連邦法	46
(2) ミシシッピ州法.....	49
4. 雇用や福利厚生において考慮すべきこと	49
(1) 差別	49
(2) 移民法上のステータス.....	50
(3) 給与や勤務時間、ベネフィット.....	50
(4) 従業員情報や会社情報の管理.....	51
(5) 従業員による犯罪.....	51
(6) 会社買収や資産買収.....	52
(7) 退職した従業員による Unemployment Insurance Benefits の Application への対応方法	52
VII. 環境規制と環境評価.....	53
1. 環境上の義務と責任	53

(1) 契約条項によって環境上の義務や責任から免れることができるか.....	53
(2) 環境デューデリジェンス作業の重要性.....	54
2. 環境に関する法について.....	54
(1) 連邦法	54
(2) ミシシッピ州法.....	56

はじめに

本ガイドブックは、ミシシッピ州で事業を始めようとしている皆様に向けた、ミシシッピ州における会社設立および運営について解説したものです。数ある会社形態の中から適切な形態を選ぶ方法、設立の具体的な手続き、事業を継続する中で行うべき手続き、会社を閉鎖する手続き、合弁事業、雇用および福利厚生、環境規制等についての基本的事項を解説しています。もっともミシシッピ州で行う事業の内容によっては、本ガイドブックでは解説していない別の法や規則の対象となりますし、目指す方向性によっては、例えば複数の投資家からの出資を募ったり上場を目指したりといった場合には、別の詳細な手続きが必要となります。しかしながら、本ガイドブックで取り上げる事項のほとんどは、あらゆる会社に共通して当てはまる事項ですので、基本事項の解説書として役に立てていただければ幸いです。

なお、本ガイドブックの内容は、あくまで一般情報として提供しております。特定の案件に対する法的なアドバイスではありませんので、この点予めご了承ください。個々の案件に関する法的なアドバイスが必要な時は、弁護士にご相談下さい。本ガイドブックは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヒューストン事務所が米国の法律事務所 Ohashi & Horn LLP に制作委託し、2020年3月に入手した情報に基づき作成したものです。

2020年3月

ジェトロヒューストン事務所

I. 会社の設立

1. 設立に要する手続きの流れ、期間、費用について

手続きの流れ - 組織形態の選択

ミシシッピ州に進出することを決めた後、最初に、「どの法的組織形態を用いて事業を行うのか」を決定しなければならない。これには、まず、新たに子会社を設立しその子会社が事業を営むという方法（現地法人方式）と、日本法人が直接ミシシッピ州で事業を行う方法（支店方式）がある（本ガイドブック I. 2.（1））。現地法人方式を選択した場合には、次にどこの州で会社を設立するかを決定する（本ガイドブック I. 2.（2））。ミシシッピ州で会社を設立する場合には、ミシシッピ州で認められている数種類の組織形態の中から、どの形態とするかを選択する（本ガイドブック I. 2.（3））。あるいは、設立州と事業活動の本拠となる州は異なってもよく、例えば、ミシシッピ州に事業の本拠を持つ会社をデラウェア州で設立することができる。ただし、この場合にはデラウェア州で設立された会社は別途ミシシッピ州で事業登録をする必要がある。または、ミシシッピ州での活動が情報収集等に限定されている場合には、支店でも現地法人でもない駐在員事務所という形態も選択肢となる（本ガイドブック I. 2.（4））。

手続きの流れ - 基本定款の登録と事業開始準備行為（ミシシッピ州法人の設立の場合）

法的組織形態について、設立する法人、事業形態、州が決まった後、corporation や limited liability company（LLC）といった法人組織の種類毎に適用法に従った基本定款を作成し、ファイリング費用と共にミシシッピ州の州務長官（以下、Mississippi Secretary of State）に提出する。この基本定款がファイルされた時に、新たな法人が正式に設立されたことになる。ファイルが完了した後は、Bylaws（付属定款）の採択、株式の発行（corporation の場合）、オフィサー（執行役員）の選任など、会社組織を整えるための手続きが必要となる。さらに、事業開始に不可欠な手続きとして、タックス ID 番号の取得や銀行口座の開設などがある。なお、本ガイドブックでは、代表的な法人組織である corporation および LLC の設立手続きを解説する（本ガイドブック I. 3）。

設立、事業開始に要する期間

基本定款をファイルする手続きは、オンラインで行うことになり、通常は数日で完了する。ただし、前述のとおり、ファイルが完了した後に会社組織を整えるための手続きや事業開始に不可欠な手続きを行う必要がある。従って、Mississippi Secretary of State に基本定款をファイルしてから実際に事業活動を始めることのできる状態に至るまでには、さらに少なくとも 1、2 週間はかかると考えておくべきであろう。

費用

会社の設立には、基本定款をファイルする時に Mississippi Secretary of State に支払うファイリング費用と、弁護士に相談したり手続きを依頼したりする場合にかかるリーガルフィーが必要である。ファイリング費用は、法人の種類によって異なるが、corporation や LLC の場合は 50 ドルである。リーガルフィーの金額は、何を弁護士に依頼するかによって異なる。一般的に、登録手続きだけでなく組織形態の選択、会社の構成など総合的なアドバイスを求める場合には弁護士費用は高くなる。日本とは異なり米国では、会社を設立する前から弁護士に相談をし、設立手続きそのものを弁護士に依頼することが、ごく一般的に行われている。具体的な金額の目安として、法人設立や支店の事業登録の場合で 2,500～4,000 ドルは見積もっておくべきである。

2. 事業組織の選択

(1) 現地法人の設立 vs. 日本法人の支店

現地法人を設立するメリット

(1) - 親会社の責任が出資の範囲に限定されること

現地法人を設立する最大の目的は、出資者である日本法人（親会社）の責任を限定することにある（いわゆる有限責任“limited liability”の原則）。有限責任の原則の下では、会社が営む事業活動から生じる買掛債務、借入債務、損害賠償債務など一切の債務は、会社の財産の範囲でのみ責任を負うことになる。そして出資者は、原則的には、出資金が戻って来ないという限度でのみリスクを負担し、子会社の債務について直接責任を負うことはない。米国が訴訟大国であることを考えれば、出資者の責任が有限責任であることの価値は大きく、軽視することができない。

(2) - 親会社による税務申告が不要となること

現地法人を設立すれば、親会社が米国で直接税務申告や納税をする必要がない。一方、親会社の支店として事業活動を行うと親会社が米国内に Permanent Establishment (PE、恒久的施設) を持つて事業活動を行っているともみなされ、米国で税務申告の義務を負うことになり親会社の大きな事務負担となる。また申告内容に問題が生じれば、親会社自身が直接、連邦や州の税務当局とやりとりして解決していかなければならない。

(3) - 親会社が被告となるリスクが減ること

米国内で事業活動を行っているのが現地法人である場合には、親会社が米国の裁判所で被告として訴えられるリスクはある程度減らすことができる。なぜならば、日本の会社が米国の裁判所で訴えられた場合には、裁判所の管轄権 (personal jurisdiction) を争い、親会社と裁判所が所在する州との間に、最小限度の関連性 (ミニマムコンタクト) があるか否かという判断基準の下、ミニマムコンタクトさえもない、と認められれば、裁判所の管轄権が否定され訴えが却下される可能性があるからである。この点、単に米国に子会社を持っているだけでは、ミニマムコンタクトとして十分でないと判断されている。さらに、米国の裁判においては、原告が訴状送達手続きについて責任を負っているところ、外国企業 (つまり日本の親会社) に対する正式な訴状送達手続きは煩雑であり、外国企業である会社を訴えにくくする要因となっている。この点、日本の親会社が支店を設立した場合は、事業登録の際に当該州の州務長官 (Secretary of State) に訴訟関係書類を受領する代理権限を与えることになるので、外国企業ゆえに訴状送達が困難であるとは言えなくなる。

(4) - ビザ取得の可能性が上がること

日本企業が米国に進出する場合には、米国子会社の設立に伴い、日本から駐在員を米国子会社に派遣するケースが多くあるが、その場合、駐在員は米国の就労ビザを申請することになる。一般的にはビザは、雇用主が日本の会社の米国支店で働くことをベースに申請するよりも日本の親会社の米国子会社で働くことをベースに申請するほうが取得しやすいと考えられる。

現地法人を設立するデメリット

(1) - 会社の設立および運営にかかる費用の発生

現地法人を設立する場合には、会社設立を登録する手続き、会社組織を整える手続きが必要となり、また設立後には、現地法人において必要な会社行為（株主総会・取締役会の開催など）や税務申告などを継続的に行う必要がある。そのために要する費用、弁護士に支払うリーガルフィーや会計士に支払うフィーも生じる。

(2) - 設立費用を親会社の損金として計上できない

現地法人を設立する際に費やす設立関連費用は、原則として親会社の直接の損金として取扱うことはできない。これに対し、支店開設の費用は親会社の損金として控除することができる。

まとめ

最終的には、以上のようなメリット、デメリットを考慮して組織形態を決定することになる。米国進出の際、現地法人を設立せずに支店を設けるほうが手続きが簡単だという誤解があるが、実際には両者の手続きにかかる負担にほとんど差はない。それゆえ、現地法人を通して事業を行えば（1）親会社の責任は株主としての出資の範囲に限られること、（2）米国内に直接親会社が Permanent Establishment（PE、恒久的施設）を持って事業活動しているとみなされないので米国での税務申告義務が生じないこと、（3）親会社が米国の裁判所で被告として訴えられるリスクを避けられること、（4）ビザ取得の可能性が上がることなどを考慮し、現地法人を設立した上で事業を行うのが一般的になっている。実際にも多くの弁護士がこれらの要素を考慮し、ミシシッピ州に進出しようとする企業に現地法人の設立を勧めている。もっとも金融業や銀行業など事業の内容によっては現地法人を設立するのが難しい場合があり、そういった場合には支店を設立することになる。

(2) 設立州の選択

① 設立州の意味

次に、現地法人をどの州で設立するかを決定する必要がある。米国では、連邦法によって設立される特殊な法人を除き、会社の設立手続きは各州政府の所管事項である。また、ある州で設立された会社が、その設立州以外の州で事業活動を行うことも可能であるが、別途、事業活動を行う州での事業登録が必要となる。また、設立州と事業活動の本拠地を一致させる必要はない。例えば、デラウェア州で会社を設立しながら、デラウェア州には物理的な事務所を持たず、ミシシッピ州に本

拠（principal office）を置き事業活動を行うことができる。なお、ミシシッピ州で「foreign corporation」や「foreign entity」と言えば、これは外国会社のことだけではなく、ミシシッピ州で事業を営むミシシッピ州外で設立された会社のことを意味する。

② デラウェア州法人 vs. ミシシッピ州法人

デラウェア州法人の優位性

米国の大企業にはデラウェア州法人が多く、フォーチュン 500 企業の約 67%はデラウェア法人で占められていると言われている。これは、（1）伝統的にデラウェア州会社法が経営側にとって有利で、自由度が高い内容である、（2）デラウェア州の会社法について、長年の判例法の積み重ねによる解釈指針が与えられているため、争いが裁判所に持ち込まれた際の結果を予想することが比較的容易である、（3）多くの会社法弁護士が、デラウェア州会社法に慣れ親しんでいる、といった理由が考えられる。

優位性の喪失、デラウェア州法人とするデメリット

デラウェア州に法人を設立するデメリットとして、以下のような事項があることにも留意する必要がある。

（1）デラウェア州で会社を設立した後、ミシシッピ州で事業登録をしなければならず、二重の手間がかかる。

（2）デラウェア州外でのみ事業を営んでいるデラウェア州法人であっても、授權資本に応じて毎年デラウェア州のフランチャイズ税を支払う必要がある。

（3）ミシシッピ州以外の住民や会社から、設立州であるデラウェア州の裁判所で訴えられた場合、デラウェア州の裁判所で応訴しなければならなくなる可能性がある。

（4）会社を閉鎖する際にも、2つの州で手続きをしなければならず、二重の手間がかかる。

まとめ

このように考えると、デラウェア州や他の州で会社を設立することは、必ずしも会社に利益をもたらすものではなく、デメリットもあり、実際にどこの州で会社を設立すればよいかはケースバイケースで判断することになる。

(3) ミシシッピ州における事業組織 (Business Entity) の種類と選択

ミシシッピ州で事業組織 (business entity) として事業活動を行う場合、(1) general partnership、(2) limited liability partnership、(3) limited partnership、(4) limited liability company (LLC)、(5) corporation (C corporation、S corporation) といった組織形態の中から、最も事業の目的や内容に合致した組織形態を選択することになる。その際には、主として(1) 責任の範囲、(2) 経営の自由度、(3) 税務上の取扱いの3つの観点から各組織形態のメリット、デメリットを検討し、選択することになる。

① General Partnership

General partnership は、2人以上のパートナーが営利目的で営むことにより設立される組合形式の組織である。設立のための登録行為や、書面によるパートナーシップ契約の締結は必要とされない。全てのパートナーは、他のパートナーの不法行為による責任も含めパートナーシップの全ての債務について、無限連帯責任を負う。パートナーシップ自体は課税対象とならず、パートナーに対してのみ課税される。

② Limited Liability Partnership

Limited liability partnership (LLP) は、2名以上のパートナーにより設立される組合形式の組織である。General partnership と異なり、各パートナーは、自らの過失、不法行為に起因する場合を除き、パートナーシップの債務について責任を負わない点に特徴がある。Statement of Qualification を Mississippi Secretary of State にファイルすることにより設立する。LLP は、通常、弁護士や会計士などの専門職を有する人が組織を構成する際に用いられる形態である。

③ Limited Partnership

Limited partnership も、2名以上のパートナーにより設立される組合形式の組織である。1名以上のジェネラルパートナーと、1名以上のリミテッドパートナーが必要とされる。ジェネラルパートナーは、経営を担当し、パートナーシップの全債務についての無限責任を負う。これに対して、リミテッドパートナーは原則として経営には関与せず、その責任は出資の範囲に限定される。Limited partnership は、基本定款 (Certificate of Limited Partnership) を Mississippi Secretary of State にファイルすることにより設立する。パートナーの権利やパートナーシップの運営方法については、パートナー間で締結したパートナーシップ契約 (partnership agreement) により合意して定めることになるが、契約で定められていない事項については、法律 (Mississippi Uniform Limited Partnership Act) が、契約で決められていない場合に限り適用される条項 (いわゆるデフォルト条項) を定めており、パートナーシップ契約を補完する役割を果たしている。

④ Limited Liability Company (LLC)

ミシシッピ州の LLC は、Revised Mississippi Limited Liability Company Act に基づく法人である。メンバー (LLC における出資者) は最低1名いればよく、基本定款 (Certificate of Formation) を Mississippi Secretary of State にファイルすることにより設立する。

LLC の特徴の1つ目は、メンバーの責任は出資責任に限定され、LLC の債務について個人責任を負わなくてよい点である。LLC においては、経営に参加するメンバーであっても、LLC の債務について個人的な責任を負わない。特徴の2つ目は、LLC は、メンバーだけが課税対象となる納税方法 (パス・スルー) を選択することができる点である。この点、後に解説する corporation では、S corporation (S Corporation とは、Internal Revenue Code Subchapter S の要件を満たし、IRS に対して株主に直接課税されることの選択を提出した法人のことである) としての取扱いを選択しない限り、corporation は、利益に対して課税される所得税を支払い、さらに課税後の利益を配当という形で株主に分配した後、株主は、受取った配当にかかる所得税を支払う (いわゆる、二重課税 double taxation) 。これに対して、LLC は、メンバーが2名以上の場合は、所得税の課税の際には原則パートナーシップとして取扱われるので、LLC の利益はメンバー間に分配され、個々のメンバーが分配された利益に応じて所得税を支払うことになる。メンバーが1名の場合は、課税上、法人は存在しないものと扱われる (これを single member LLC と言い、また税務上は disregarded entity という) 。よって、LLC は corporation のような二重課税の負担を避けることができる。なお、LLC は、corporation としての課税を選択することも可能である。特徴の3つ目は、LLC の組織や経営の

方法を、基本定款やメンバー間での合意事項を定めた運営契約書（operating agreement）によって自由に合意できる点である。メンバーが自ら経営すると定めてよいし、あるいは、マネージャー（corporation の取締役に対応）を選んで彼らに経営を担当させるよう定めることもできる。議決の権利や、利益の分配方法も、必ずしも出資割合と同一である必要はない。

LLC を選択するデメリットとしては、日本人にとってはなじみのうすい組織形態であるため理解しにくいことが挙げられる（日本において導入された LLC は、米国の LLC のように利益をパススルーする組織ではない）。また、日本の親会社は、通常、米国で納税申告をすることを選択しないので、つまり LLC を設立してもパススルー課税を選択せず、結局、corporation としての課税を選択することになり、二重課税を回避できるという LLC のメリットを享受できない。

⑤ Corporation

Corporation は、株主の利益に貢献するという営利目的のために、取締役会とオフィサーによって経営される、独立した法人である。日本の株式会社に対応する。株主が1名でも、corporation を設立することができる。

Corporation の株主には有限責任が認められており、出資責任だけを負い、法人の債務について直接責任を負わない。また corporation は、多種多様な資金調達方法が整備されていることから、多くの投資家から資金を募って大規模な事業を営むのにも適している。

Corporation を選択した場合のデメリットとしては、S corporation としての取扱を選択しない限り、前述の二重課税の問題がある。すなわち、利益に対して、corporation の利益にかかる所得税および株主の受け取る配当にかかる所得税の両方が二重に課税されることになる。ただし、パススルーが常に課税上有利というわけではない。例えば、出資者が受け取る配当にかかる税率が corporation の所得税率より高い場合には、パススルーさせて出資者の所得として課税されるくらいなら、配当をせずに法人に留保し、将来のビジネス拡大に備えることを選択する方が有利であるようなケースも生じる。このような場合には、パススルーを選択できないデメリットは少ないといえることができる。また、corporation では、会社組織や運営、株主間における利益の分配について一定のルールが法律で定められており、それらを遵守する必要がある。また、そのための手間やコ

スト（例えば、株主総会や取締役会の開催に要する費用）も、一時的には、自由度の高い LLC より多くかかるとされている。

C corporation とは、連邦税上のステイタスとして、S corporation を選択しなかった corporation を言う。

S corporation は、二重課税の問題を回避するために、連邦税上のステイタスとして選択することのできる corporation の形態である。その選択には corporation の全株主の同意が必要である。S corporation の所得は corporation レベルでは課税されず、株主が自らの所得として申告し課税される。実務上、corporation の設立時に事業開始に伴う費用が多く発生するため、小規模な corporation においては、設立当初は S corporation を選択し、数年後に C corporation ステイタスに変更する方法が取られることがある。

しかしながら、S corporation を選択しうる要件として、（1）米国のいずれかの州の法人であること、（2）株主が 100 名以下であること、（3）株式には 1 つのクラスしかないこと、に加え、（4）株主は米国の住民もしくは市民である個人、財団、所定の団体でなければならない。従って、日本法人の 100% 子会社として設立された corporation が、S corporation のステイタスを選択することはできない。

（４）事業登録（Business Registration）と駐在員事務所

事業登録の必要性について

ミシシッピ州は、他州で設立された法人がミシシッピ州内で事業活動を営むためには（transacting business）、事前にミシシッピ州に事業登録することを義務付けている。問題は、どのような活動が事業登録を必要とする事業活動に当たるかであるが、ミシシッピ州の法律では、transacting business について具体的な定義規定を置いておらず、その行為だけでは「登録が必要な事業活動に該当しない行為」を例示的に列挙するに留まる。例えば、foreign corporation の場合、該当しない行為としては、（1）訴訟や仲裁手続きを行うこと、（2）会社の内部事項に関する会議を開催すること、（3）銀行口座をもつこと、（4）個人事業主を通じて商品を販売すること、

(5) 州際（州の境界を越えた）取引を行うこと、(6) 30 日以内に完了する単発の取引を行うこと、等 14 の行為が掲げられている。

ペナルティ

本来事業登録が必要な活動をミシシッピ州内で登録なしに行った場合、これに対するペナルティが設けられている。まず、ミシシッピ州の裁判所で訴えを提起することができない。従って、例えば売買代金を取り立てるためにミシシッピ州の裁判所で裁判を提起しても、被告から「事業登録が必要な活動をしていたのに、事業登録していなかった」と抗弁され、これが認められれば訴えは却下される。また、未登録があった場合には、最初に事業登録が必要であった時点に遡って一年あたり 1,000 ドルを超えない額のペナルティ金が課せられる可能性がある。

駐在員事務所という選択について

ミシシッピ州内で行う予定の活動が、オフィスを設置し駐在員を 1 名だけおいてマーケットリサーチのみを行い、商品の販売等の営業活動は一切行わないような場合、その活動の拠点を駐在員事務所とみなし、ミシシッピ州の事業許可を取得しなくてもよいことになる場合がある。しかし、そういった限られた活動しか行っていないとしても、そのミシシッピ州内の活動が継続や反覆したものであり、自社製品の販売ルートの開拓や実際の販売行為に繋がるようなマーケットリサーチである場合には、ミシシッピ州内で transacting business を行ったとみなされる可能性がある。そうなれば、後になって「登録が必要な活動をしていた」と判断され、前述したペナルティが課されてしまうリスクがある。このようなリスクを考慮した場合、ミシシッピ州内に事務所を設ける場合には、産業界の一般的な動向の調査および研究のみを行うといった、明らかに事業活動（business transaction）は行っていないと認められる場合を除き、事業登録をしておく方が安全である。

3. 設立手続き

ここでは、日本の会社がミシシッピ州で事業を始める場合に最も頻繁に選択される形態である、ミシシッピ州で corporation を設立する手続き、LLC を設立する手続きの概要を、ステップごとに説明する。

(1) ミシシッピ州 Corporation の設立手続き

適用される法律

ミシシッピ州 corporation は、Mississippi Business Corporation Act に従って設立される。

① 会社名の決定・登録可能性のチェック

会社名についてのルール

まず会社名を決定する。Corporation の会社名には、法律の規定により、Corporation、Corp.、Incorporated、Inc.、Company、Co.、Limited、Ltd. のいずれかが含まれなければならない。また、例えば銀行や保険会社でないにもかかわらず、会社名の中に、Bank、Insurance など事業の内容を誤解させるような文言がある場合には、登録できない場合があるので注意が必要である。

ネームチェック

また、会社名は、既に登録されているミシシッピ州法人や、ミシシッピ州で事業許可を受けている他の法人の名前と同じであったり、紛らわしい名前であることが許されない。候補の名前が使用可能かどうかは、事前に州務長官室に電話（電話番号 601-359-1633）で確認することができる。また、Mississippi Secretary of State のウェブサイト¹で既に登録されている会社名を確認することもできる。さらに、ミシシッピ州に登録されていない会社名であっても、同一の会社名を先に使用しているビジネスがあれば、そちらの方が優先権を持っている場合もある。従って、電話帳やインターネットで候補の名前が使われていないかどうかを確認しておくべきである。さらに、候補の名前が、既に登録されている商標（trademark）を侵害しないのかもチェックする必要があり、これは国の特許庁のウェブサイト²で調べることができる。さらに、会社名を決めてから、会社を設立するまでに時間がかかりそうな時は、候補の会社名を予約しておくべきである³。

¹ <https://corp.sos.ms.gov/corp/portal/c/page/corpBusinessIdSearch/portal.aspx?#clear=1>

² www.uspto.gov.

³ <https://corp.sos.ms.gov/forms/BusinessServices/NameReservations/NameReservations>

② 基本定款 (Articles of Incorporation) のファイル

基本定款に記載しなければならない事項

次に基本定款を作成する。法律が要求する記載事項は以下の通りである。

- 1) 会社の名前
- 2) Registered Agent (登録代理人)

Registered agent の名前とオフィスの住所を記載する。

なお、registered agent とは、訴状などの訴訟書類の送達を受領する登録代理人であり、ミシシッピ州内に住所を持っている個人あるいは法人である必要がある。会社は自社の registered agent にはなれない。通常は、事務代行会社や、弁護士、あるいは従業員を registered agent として登録する。

- 3) 授権株式数 (Authorized Shares)

授権株式数は基本定款に記載される事項で、これを増やすためには基本定款の改定を改めてファイルしなければならない。従って、授権株式数は、当初発行予定の株式数より多くしておいた方がよいと思われる。

- 4) 発起人 (Incorporator)

発起人の名前および住所を記載する。発起人は最低 1 名必要である。ミシシッピ州の住民である必要はない。

基本定款に記載することができるその他の事項 (記載がなくても会社登録は可能)

上記の必須記載事項に加え、基本定款に記載することができる事項として、以下のような事項がある。

- 1) 設立時の取締役の名前および住所
- 2) 株式の額面 (par value) の有無、金額。額面株式の 1 株当たりの額面額に制限はない。例えば、1 株当たりの額面を 0.01 ドルとすることもできる。
- 3) 取締役の職務行為に関する免責条項
- 4) 会社設立の目的

- 5) 会社の運営や制限に関する条項
- 6) 取締役会、株主の権限を定めたり、その権限を制限したりする場合はそれらに関する条項

基本定款のファイリング手続き

ミシシッピ州 corporation の基本定款のファイリング手続きはオンラインで行う。具体的には Mississippi Secretary of State のオンラインファイリングシステム⁴のアカウントを開き、ログインして基本定款を作成するための必須記載事項を入力し、また必要に応じて、基本定款の必須記載事項以外の補足事項を記載した書類をアップロードした上、Mississippi Secretary of State に電子送信することになる。また、基本定款の必須記載事項に加えて、ファイリング手続きのために、メールアドレスと corporation が行う事業の業種を示す NAICS（北米産業分類システム）コードも記入する必要がある。ファイリング費用は 50 ドルである。なお、通常、corporation は基本定款がファイルされた日から法人として存在することになるが、基本定款の発効日（effective date）を将来の日付（基本定款がファイルされた日から 90 日を越えない日）とすることも可能である。

③ Bylaws（付属定款）の作成

会社の組織・運営方法について定めた Bylaws（付属定款）を作成する。会社の最初の Bylaws は発起人または取締役会にて採択する。Bylaws は、社内で保管しておけばよく、Mississippi Secretary of State に登録する必要はない。以下に、Bylaws で定められる主な項目を示す。一般的には、後日柔軟な対応が可能ないように、法律が最低限要求している事項に従って規定する。

1) 事務所（Offices）

Corporation の主たるオフィス（principal office）や registered agent のオフィスの住所を記載する。

2) 株主（Shareholders）

株主総会の種類（年次、臨時）、開催場所および時期、株主名簿の作成および保管、株主総会における定足数、議決に必要な株式数、書面決議の方法等について定める。

⁴ <https://corp.sos.ms.gov/corp/portal/c/page/login/portal.aspx>

3) 取締役会 (Board of Directors)

取締役会の権限、取締役の人数、選任および解任方法、取締役会の種類（年次、臨時）、開催時期および場所、取締役会の定足数、取締役委員会、書面決議、取締役の報酬等について定める。

4) 通知方法 (Notice)

株主総会や取締役会の通知方法、および通知を求める権利の放棄手続きについて定める。

5) オフィサー (Officers)

オフィサーの種類、選任方法、各オフィサーの職務について定める。オフィサーは、取締役会の意思決定に従い日々の事業経営を担当し、President、Secretary、Treasurer、Vice Presidentなどを総称して指す。ミシシッピ州会社法上は、選任すべきオフィサーについては定めていないが、オフィサーのうち1名は、取締役会またはBylawsに従って、取締役会や株主総会の議事録を作成する責務、および、会社の記録を認証する責務を負う必要がある。なお、1人が複数のオフィサーの役職を兼任することができる。

6) 株式 (Shares)

株式発行に伴い、株券を発行するか否かについて定め、株券を発行する場合は、株券の様式、株券喪失の場合の取り扱いについて定める。また、株式の譲渡方法等についても定める。

7) その他事項 (General Provisions)

会計年度 (fiscal year)、配当の決定方法、帳簿・議事録等の保管、Bylawsの改定手続き等について定める。なお、ミシシッピ州では、コーポレートシール（会社印）の採用は義務ではなく、corporationの多くは、コーポレートシールを採用していない。

④ タックス ID 番号 “EIN” の取得

タックス ID 番号

銀行口座を開設するのに先立って、IRS (Internal Revenue Service 内国歳入庁) からタックス ID 番号を取得する。正式名称は Federal Employer Identification Number であることから “EIN” とも呼ばれる。タックス ID 番号がなければ銀行口座を開設することや、納税手続きを行うことができない。

SS-4 の作成

タックス ID 番号を取得するためのフォームは SS-4 で、これは IRS のウェブサイト⁵で手に入れることができる。

SS-4 の提出

作成した SS-4 を IRS に提出する。会社の取締役またはオフィサーが米国 social security number または Individual Taxpayer Identification Number を有している場合、オンライン申請が可能である。オンライン申請⁶ を行う場合、同日にタックス ID 番号を取得することができます。会社の取締役またはオフィサーが米国 social security number または Individual Taxpayer Identification Number を有していない場合、SS-4 を Internal Revenue Service にファックスまたは郵便にて送信することにより申請を行うことになる。ファックス送信にて申請を行う場合、タックス ID 番号を取得できるまで通常 4 営業日程かかるが、それ以上かかる可能性もある。郵送の場合は Internal Revenue Service, Attn: EIN Operation, Cincinnati, OH 45999 (米国に拠点がある場合) あるいは Internal Revenue Service, Attn: EIN International Operation, Cincinnati, OH 45999 (米国に拠点が無い場合) に送付する。番号が取得できるまで 4~5 週間かかる。なお、タックス ID 番号を取得すると、SS-4 に記した住所宛に、IRS から税金関係の書類 (納税義務について説明した Circular E、給料の源泉徴収のための W-4 フォームなど) が送付される。

⑤ 銀行口座の開設

会社の経営には、銀行口座の開設が不可欠です。例えば会社が受取人となっている小切手はそのままでは現金化できず、銀行口座に入金しなければならない。銀行口座を開く際には、銀行に、Mississippi Secretary of State にファイル済みの基本定款のコピー、タックス ID 番号、その他の書類 (署名者 (signer) を指名する取締役会議事録または全取締役の同意書など) の提出が必要となる。

⁵ <http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>

⁶ <https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/apply-for-an-employer-identification-number-ein-online>

⑥ 株式の発行

取締役会による株式発行 (Issuance of Shares) の決定

株式の発行には取締役会の決議が必要ですが、これは次項でも説明するとおり、取締役全員の書面決議書で代替することができる。なお基本定款上、株式の発行に関する権限を、株主に留保する旨定めることも可能である。一株当たりの発行価額は、額面株式 (shares with par value) については額面額を下回ることはできない。無額面株式については、特に定めはない。

現物出資について

現物出資とは、現金以外のもの、例えば不動産、動産、債権、知的財産権を出資して株式を取得する方法である。ミシシッピ州でも、このような現物出資と引き換えによる株式発行が認められている。なお、出資される物や権利の評価は、原則的には取締役会の判断に委ねられており、取締役会はこれに応じて株式数を決定することができる。

出資金の受入

子会社の銀行口座に出資金を入金する。

株券 (Share Certificate) の交付

株式発行に伴い、株券を発行する場合、株券には、(1) corporation の名称、(2) corporation がミシシッピ州の法律に従って設立されたこと、(3) 株主の名前、(4) 株式数が記載される。株券には、Bylaws または取締役会が定めるオフィサー2人が署名する。手続きを弁護士に依頼している場合には、通常その法律事務所が株券用紙に必要事項をタイプして株券を用意することになる。

株券無発行株式 (Shares without Certificates)

基本定款や Bylaws に別段の定めがない限り、取締役会は、株券無発行株式の発行を承認することができる。Corporation の株式が株券無発行株式 (shares without certificates) である場合、corporation は株式発行に伴い株主に書面で株式発行に関する通知を行わなければならない。

証券法について

本ガイドブックが想定するような日本の親会社から 100%の出資を受ける場合には、証券法に基づく登録の問題はまず生じない。しかし、他の投資家から出資を受ける場合には、連邦証券法ならびにミシシッピ州証券法 (Mississippi Securities Act) に基づく登録義務が生じないかどうか検討する必要がある。具体的には、他の投資家に対する株式の発行が、証券法に定める登録義務の例外規定のいずれかに該当するかどうかを検討することになる。ここでは、それぞれの例外規定について詳論しないが、登録義務があるかどうかは弁護士に確認する必要がある。

⑦ 設立総会 (Organizational Meeting)

基本定款に設立当初の取締役が記載されていれば取締役が、もし、基本定款に取締役が記載されていなければ発起人が、設立総会 (organizational meeting) を開く。取締役が設立総会を開く場合、(1) Bylaws を採択し、(2) オフィサーを選任し、(3) その他の議事を行う。発起人が設立総会を開く場合、ここで取締役を選任し、その後、取締役会が Bylaws を採択し、オフィサーを選任し、その他の議事を行う。なお、ミシシッピ州の会社法では、全ての取締役が決議事項を明記した書面決議書に署名することによる決議を設立総会の開催、決議に代えることを認めている。また同じように、発起人が決議事項を明記した書面決議書に署名することによる決議を発起人が開く設立総会の開催、決議に代えることを認めている。

⑧ Unemployment Insurance Tax Account の登録

従業員を雇用する場合には、ミシシッピ州の Department of Employment Security (MDES) に失業保険の掛金 (unemployment insurance tax) を納めなければならない。そのためには、まず MDES への登録手続きを行い、Mississippi unemployment insurance tax account number (employer account number とも言う) を取得する必要がある。この登録はオンラインで行うことができる⁷。

⑨ Withholding Tax Account の登録

⁷ <https://mdes.ms.gov/employers/register/>

ミシシッピ州内で従業員を雇用する場合には、従業員の給与からミシシッピ州所得税を源泉徴収するために、ミシシッピ州の Department of Revenue で雇用主として登録し、withholding tax account を登録する必要がある。この登録はオンラインで行うことができる⁸。

⑩ Sales and Use Tax Account の登録

ミシシッピ州内で、商品を販売したり、リースしたり、課税対象となるサービス提供行為を営む場合には、事前に、ミシシッピ州の Department of Revenue にて Sales and Use Tax Account を登録し、セールスタックス許可証 (sales tax permit) を取得する必要がある。登録手続きはオンラインにて行う⁹。タックス番号を取得したら、販売品、提供したサービスについてセールスタックスを徴収する。申告頻度はその支払わなければならないセールスタックスの額により毎月、四半期ごと、もしくは1年ごとと異なりますが、定めに従い申告を行うことになる。

⑪ カウンティ、シティからのビジネスライセンスの取得

米国では、州の中に、カウンティ、シティといった自治体が存在する。そして、それぞれの自治体は、その自治体内で事業を営むことを承諾するかわりに、事業を営む者からライセンスフィーを徴収することができる。従って、事業を始める前に、オフィスを構えるカウンティまたはシティがビジネスライセンスの取得を義務付けているかどうかをチェックし、義務付けている場合には必要な届出をしてビジネスライセンスを取得しなければならない。ビジネスライセンスに伴うフィーは、自治体ごとに異なる。

⑫ その他

業務内容によっては、特別なライセンスを得る必要があるので、事前に弁護士等に確認してほしい。ミシシッピ州の Mississippi Small Business Development Center (SBDC) のウェブサイト¹⁰にライセンスについての情報が記載されている。また、従業員を雇用する場合には、従業員ハンドブック (Employee Handbook - 就業規則) を作成しておくべきである。従業員ハンドブックは、弁護

⁸ <https://tap.dor.ms.gov/> /

⁹ <https://tap.dor.ms.gov/> /

¹⁰ <http://www.mssbdc.org/resources/faqs#blicense>

士に依頼すれば、最新の雇用関連法に従った、個々の会社に応じた内容のハンドブックを作成してくれる。また、雇用関連法は頻繁に改正されるので、従業員ハンドブックの中身も定期的にアップデートする必要がある。なお、連邦およびミシシッピ州の雇用法は、会社に対して、事務所内に所定のポスターを貼ることを義務付けている。義務の内容についてはオンラインで確認することもできるが（連邦法¹¹、ミシシッピ州法¹²）、雇用者によって適用される個々の法律が変わることがあるので、弁護士に相談してほしい。

（２）ミシシッピ州 Limited Liability Company (LLC) の設立手続き

ミシシッピ州 LLC は、Revised Mississippi Limited Liability Company Act に従って設立される。

① 会社名の決定・登録可能性のチェック

LLC の名前には、法律の規定により、Limited Liability Company もしくはこれらの省略形 (LLC、L.L.C.) のいずれかが含まれなければならない。また、会社名の中に、“bank,” “banker,” “bankers,” “banking,” “trust company,” “insurance,” “trust,” “corporation,” “incorporated,” “partnership,” “limited partnership,” 等の文言がある場合には、登録できない場合があるので注意が必要である。その他の事項は、corporation の箇所で説明したことが、同じく LLC にも当てはまる。

② 基本定款 (Certificate of Formation) のファイル

次に、基本定款を作成する。法律が要求する記載事項は以下の通りである。

- 1) 会社の名前
- 2) Registered Agent の名前と住所

¹¹ <http://www.dol.gov/general/topic/posters>

¹² <https://www.mdes.ms.gov/employers/unemployment-tax/employer-resources/required-posters/>

LLC は自社の registered agent にはなれない。LLC の registered agent はミシシッピ州内に住所を持っている個人あるいは会社でなければならない。通常は、事務代行会社や、弁護士、あるいは従業員を registered agent として登録する。

- 3) LLC を解散する日が決まっている場合はその解散する日

基本定款のファイリング手続き

基本定款のファイリング手続きはオンラインで行う。Mississippi Secretary of State のオンラインファイリングシステム¹³のアカウントを開き、ログインして基本定款に必要な情報を入力して、必要に応じて、基本定款の必須記載事項以外の補足事項を記載した添付書類をアップロードした上、Mississippi Secretary of State に電子送信することになる。また、ファイルの際には、メールアドレスと LLC が行う事業の業種を示す NAICS（北米産業分類システム）コードも記入する必要がある。ファイリング費用は 50 ドルである。なお、通常、LLC は基本定款がファイルされた日から存在することになるが、基本定款の発効日（effective date）を将来の日付（基本定款がファイルされた日から 90 日を越えない日）とすれば、その日付から存在することにもできる。

③ 運営契約書（Operating Agreement）の作成

LLC の組織・運営方法について定めた運営契約書を作成する。これは corporation の Bylaws に当たる。運営契約書は、社内で保管しておけばよく、Mississippi Secretary of State に登録する必要はない。運営契約書には通常、以下のような取決め事項を定めることになり、メンバーが採択する。

- 1) LLC の運営方法、メンバー同士の関係やメンバーと LLC の関係
- 2) マネージャー（corporation の取締役役に相当）を置くか否か。マネージャーが LLC の経営にあたる場合は、運営契約書または基本定款にその旨記載する必要がある。マネージャーを置かない場合、メンバー（LLC のオーナー、corporation の株主に相当）が経営にあたることになる。
- 3) 運営担当者（メンバー、マネージャー、オフィサー）の権利や義務
- 4) LLC の業務内容

¹³ <https://corp.sos.ms.gov/corp/portal/c/page/login/portal.aspx>

5) 運営契約書の改定方法や条件

運営契約書に定められていない事項については、Mississippi Revised Limited Liability Company Act の条項、いわゆるデフォルトの条項が適用される。

④ 設立総会 (Organizational Meeting)

LLC においても、通常、最初に、メンバーとマネージャー（マネージャーを置く場合）による設立総会を開催する（あるいは設立総会に代わる書面決議書による決議を行う）ことになる。ここでオフィサー（置く場合）の選任、その他の議事を行う。

⑤ その他

その他、タックス ID 番号 (EIN) の取得、銀行口座の開設、unemployment insurance tax account の登録、withholding tax account の登録、sales and use tax account の登録など、corporation の項で解説した内容が、LLC にも同じく当てはまる。

(3) 他州法人あるいは日本法人がミシシッピ州で事業登録するための手続き

ミシシッピ州法上、外国やミシシッピ州以外の州の法律に基づいて設立された法人、例えば、日本の会社、デラウェア州法人、ニューヨーク州法人は、全て foreign entity として扱われる。Foreign entity は、Mississippi Secretary of State に事業登録をしないと、ミシシッピ州内で合法に事業を営むことができない。登録をしないで事業を営むと、前述した様々なペナルティが課される恐れが出てくる。以下、事業登録手続きを、ステップごとに説明する。

① 会社名の決定・登録可能性のチェック

Foreign entity のうち、州外 corporation の名前には、Corporation、Corp.、Incorporated、Inc.、Company、Co.、Limited、Ltd. のいずれかが含まれていなければならない。州外 LLC の名前には、Limited Liability Company もしくはこれらの省略形 (LLC、L.L.C.) のいずれかが含まれていなければならない。また、corporation の項で説明したのと同じく、既にミシシッピ州で登録されていたり、ミシシッピ州で事業許可を受けている他の法人の名前と同じであったり、紛らわしい名前

であったりすることができない。もし、ミシシッピ州内に同じ名前や紛らわしい名前の会社が既に
ある場合には、その会社から会社名の使用について同意を得るか、もし、同意が得られなければ、
ミシシッピ州内では会社名とは別の名前で fictitious business name（通称名）として事業活動を行
うことになる。この通称名を用いる時は、通常、Fictitious Business Name Registration を
Mississippi Secretary of State にファイルすることになる。

② 事業登録申請書のファイル

次に、事業登録申請書（corporation の場合は Application for Certificate of Authority、LLC
の場合は Application for Registration of a Foreign Limited Liability Company）を作成する。
必須記載事項は、以下の通りである。

- 1) 会社の名前
- 2) 会社のミシシッピ州内での通称名（fictitious business name）（該当する場合）
- 3) 設立地

ミシシッピ州以外の州名、もしくは、外国の国名を記載する。

- 4) 設立日と存続期間
- 5) 主たる事務所（Principal Office）の住所

LLC の場合、設立州の法律上、設立州内に事務所を設置することを義務付けられている場合
はその住所を記載する。義務付けられていなければ、法人の主たる事務所の住所を記載する。

- 6) Registered Agent の名前と住所
- 7) 取締役やオフィサーの名前と住所（corporation の場合）

事業登録申請書のファイリング手続きはオンラインで行う。Mississippi Secretary of State の
オンラインファイリングシステム¹⁴のアカウントを開き、ログインして事業登録申請書を作成する
ために必要な情報を入力した上、Mississippi Secretary of State に電子送信する。会社が設立地
で存在していることを示す書類、他州法人の場合は、設立地の州務長官が発行する証書

¹⁴ <https://corp.sos.ms.gov/corp/portal/c/page/login/portal.aspx>

(Certificate of Existence, Certificate of Good Standing) を、日本法人の場合は、登記事項証明書等を、Mississippi Secretary of State にファイルする。また、ファイルの際には、メールアドレスと会社が行う事業の業種を示す NAICS（北米産業分類システム）コードも記入する必要がある。ファイリング費用は Foreign Corporation の場合 500 ドル、Foreign LLC の場合 250 ドルです。また、foreign entity がミシシッピ州において事業登録をしないで事業を営むと 1 日 10 ドル（最高で年間 1,000 ドル）の late filing fee が課される。なお、通常、事業登録申請書がファイルされた日から会社はミシシッピ州において事業を合法に営むことができる。また登録申請書の発効日（effective date）を将来の日付（事業登録申請書がファイルされた日から 90 日を越えない日）とすることもできる。

③ その他

その他、タックス ID 番号（EIN）の取得（まだ他州法人あるいは日本法人として取得していない場合）、銀行口座の開設、unemployment insurance tax account の登録、withholding tax account の登録、sales and use tax account の登録など、corporation の項で解説した内容が、事業登録をした支店、他州法人にも同じく当てはまる。

II. 会社の維持

1. ミシシッピ州 Corporation を維持する中で法的に必要な手続き

ミシシッピ州 corporation を設立した後は、ミシシッピ州の法律、基本定款（Articles of Incorporation）および Bylaws（付属定款）の定めに従って、会社を運営する。以下、コーポレートレコード、株主総会、取締役会、Annual Report、Reinstatement（取り消された事業許可の復活）、基本定款の Amendment、法人格否認の法理（Piercing the Corporate Veil）について説明する。

（1）コーポレートレコード

ミシシッピ州の会社法に従い、corporationは、(1) 会計書類 (accounting records)、(2) 株主総会、取締役会の議事録 (minutes) と書面決議書、(3) 株主の名前と住所を記した株主名簿 (record of shareholders) と株式帳簿 (株式の発行、譲渡等の記録) をそれぞれ作成、保管することが義務付けられている。また次に挙げる7つの書類は会社の principal office に保管することが義務付けられている：(1) 基本定款および基本定款の改定 (Amendment)、(2) Bylaws と Bylaws の改定 (Amendment)、(3) 複数のクラスまたは種類の株式を設けてそれらの株式を発行する場合、当該株式の権利、優先権、制限等を定めた取締役会の決議書、(4) 過去3年間の株主総会の議事録や書面決議書等、(5) 過去3年間の会社と株主間でやり取りされた文書 (株主に提供した financial statements も含む)、(6) 現取締役およびオフィサーの名前と住所 (職場の住所) を記載した文書、(7) Mississippi Secretary of State へ提出した最新の Annual Report。なお、保管方法として、実際の文書での保管、または文書にすぐに変換できる方法での保管 (例えば電子保管) が認められている。

(2) 株主総会

株主総会の日程

ミシシッピ州の会社法に従い、corporationは年に1回年次株主総会 (annual meeting) を開催する必要がある。その日程については法律に特に規定はなく、Bylaws (付属定款) で自由に規定することができるが、通常は、柔軟な運用ができるように、「取締役会の決定するところに従う」と規定しておく。

株主総会における決議事項

株主総会の決議を要する事項は、取締役の選任と解任、基本定款の改定、Bylaws の改定や廃止、株主の権利の変更、合併、会社形態の変更、会社の全資産 (あるいは主要資産の大部分) の売却や会社の清算等である。

株主総会の開催場所

株主総会は、ミシシッピ州内で開催する必要はない。また、すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能である。

特別株主総会

年次総会と次の年次総会の間、株主の決議を要する事項が生じる場合には、特別総会（special meeting）を招集することができる。取締役会のほか、10%以上の議決権を有する株主や基本定款や Bylaws に定める者も特別総会を招集することができる。開催方法については Bylaws に定める。

株主総会決議に代わる書面決議

さらに、ミシシッピ州の法律は、株主総会の開催に代えて、決議に必要な議決権を持つ株主が書面決議書に署名した場合には、その書面決議は株主総会における決議と同じ効果を持つことを認めている。従って、株主総会の決議が必要な事項が生じた場合にも、株主総会の招集通知、開催、決議の手続きを経ることなく、書面決議書の作成と株主による署名により、適宜必要な会社行為を行うことができる。

株主総会の議事録

Corporation では、株主総会が開催されたら総会の議事進行録を作成し、すべての決議事項を書面で記録に残しておかなければならない。この議事録は社内の記録として保管しておくべきものであり、州当局へ届け出る必要はない。

（3）取締役会

取締役会

法律、基本定款、付属定款に特別の定めのある事項を除き、corporation の主な経営事項は取締役会が決定する。取締役の人数は、ミシシッピ州法では 1 人以上とのみ定められているが、基本定款や Bylaws で異なる定めを置くこともできる。取締役の任期は、基本的には、取締役が選任されてから次の年次株主総会まで、および後任の取締役が選任されるまで、または当該取締役の辞任、解任、死亡のいずれかが生じるまでとなる。

取締役会の日程

取締役会の開催日程については、法律に特に規定はなく、Bylaws に定めがある場合には、これに従う。Bylaws における規定例としては、まず、年次取締役会を年次株主総会の直後に開催すると規定する。次に、定期取締役会（regular meeting）について、柔軟な運用が可能なように、「regular meeting は、通知なしで、取締役会が決議した日時、場所において、適宜開催することができる」といった規定を設ける。年次取締役会、定期取締役会の他に、取締役会の決議を要する事項があれば、特別取締役会（special meeting）を開催することができる。特別取締役会の開催についても、Bylaws で定める。

取締役会の開催場所

取締役会は、Bylaws で異なる定めを置かない限り、ミシシッピ州内で開催する必要はない。すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能である。

取締役会の決議事項

取締役会は、法律、基本定款、Bylaws が株主総会で決すると規定する事項以外、経営に関する全ての事項を決議することができる。通常、オフィサーの選任と解任、オフィサーの報酬の決定、Bylaws の採択と改定、基本定款の改定、会計年度の決定、配当決定、株式発行、会社と株主あるいは取締役との間の取引、合併、会社形態の変更、会社の全資産（あるいは主要資産の大部分）の売却、会社解散、銀行からの借り入れ、会社が所有する不動産の権利譲渡などが、取締役会にて決議される。

なお、ミシシッピ州の法律は、ある特定のオフィサーを選任しなくてはならないとは定めていない。しかし、取締役会や Bylaws において、取締役会や株主総会の議事録を作成する責務および会社の記録を認証する責務を負うオフィサーを決めなければいけない、と定めている。President、Secretary、Chairperson of the Board of Directors、Vice President、Treasurer などのオフィサーを選任するかについては、Bylaws に規定することになる。なお、1 人が複数のオフィサーの役職を兼任することができる。

取締役会決議に代わる書面決議

さらに、ミシシッピ州の法律は、取締役会の開催、決議に代えて、全ての取締役が決議事項を明記した書面決議書に署名した場合、この書面決議書が取締役会決議と同じ効果を持つことを認めている。

取締役会議事録

取締役会を開催した後は、議事録 (minutes) を作成し社内に保管する。

(4) 年次報告書 (Annual Report)

ミシシッピ州で事業を行っている corporation は、annual report を Mississippi Secretary of State にファイルしなければならない。Annual report とファイリングフィーの支払いは毎年4月15日までに提出する。Annual report のファイルは、オンラインで行う。

なお、Mississippi Secretary of State に提出する annual report とは別に、ミシシッピ州で事業を行っている corporation は、ミシシッピ州の法人税と franchise tax (事業免許税) の支払義務を負い、このため、毎年 Corporate Income and Franchise Tax Return をファイルしなければならない。毎年3月15日までに (あるいは会計年度終了日から3カ月後の15日までに) ミシシッピ州の Department of Revenue にファイルする。期日まで支払わなかった場合は、ペナルティ金と利息が課されることになる。

(5) Reinstatement (取り消された事業許可の復活)

Annual report を Mississippi Secretary of State にファイルし忘れていると、ミシシッピ州における事業許可を取り消されてしまう恐れが出てくる。以下、具体的に説明する。

会社が annual report のファイルや未払いの税金の支払いを行わずに、それぞれの期日から 60 日間以上過ぎると、ミシシッピ州における事業許可が取り消される。事業許可がなければミシシッピ州内で合法に事業を行うことはできないので、事業許可が取り消されたことに気付いた場合は、直ちに事業許可を復活 (reinstate) する手続きを取る必要がある。

もともと annual report をファイルしなかったことによって取り消された事業許可の reinstatement の手続きは比較的簡単で、ミシシッピ州の Department of Revenue から事業許可の reinstatement のための tax clearance letter を入手し、それと併せて Mississippi Secretary of State に Application for Reinstatement Following an Administrative Dissolution を提出する手続きとなる。これは、オンラインにてファイルし、ファイルにかかる費用は 50 ドルとなる。

(6) 基本定款の Amendment

基本定款の amendment は、基本定款に書かれている内容を変更する場合に必要な手続きである。例えば社名を変更する場合には基本定款を変更すべく、Articles of Amendment を Mississippi Secretary of State にファイルする手続きを取ることになる。以下、社名変更を例に説明する。

ミシシッピ州 corporation の社名変更を行う場合、Mississippi Secretary of State に社名変更を行うための Articles of Amendment をファイルする必要がある。通常、Articles of Amendment をファイルする前に取締役会と株主総会にて（あるいは取締役会に代わる書面決議書と株主総会に代わる書面決議書にて）Articles of Amendment の承認決議を行う必要がある。ただ、例えば社名中の「Corporation」を「Corp.」に変更するような小さな変更の場合は、株主の承認決議なしで取締役会の決議のみで基本定款の amendment を行うことがミシシッピ州会社法上認められている。Articles of Amendment をファイルするための Mississippi Secretary of State に支払うファイリング費用は、50 ドルとなる。また本ファイルのために業者に依頼する場合は業者の手数料もかかる。

またミシシッピ州 corporation が他の州において事業許可を取得している場合、社名変更を行ったことを事業許可にも反映すべく、その州の Secretary of State においても事業許可の社名変更の手続きを行う必要がある。例えば、ミシシッピ州 corporation がニューヨーク州で事業許可を取得

している場合、ニューヨーク州の Department of State に Certificate of Amendment を提出することになる。

なお、州によっては、事業許可の amendment を行う際に、会社の設立州が発行する Certificate of Good Standing/Certificate of Existence 等の提出が求められる。例えば、ニュージャージー州で事業許可を取得しているミシシッピ州 corporation が社名変更を行う場合、ニュージャージー州の Division of Revenue に対し会社の設立州であるミシシッピ州が発行する Certificate of Good Standing/Existence を提出することになる。ミシシッピ州において同 Certificate を入手するためのファイリング費用は 25 ドルである。

(7) 法人格否認の法理 (Piercing the Corporate Veil)

事業運営の会社形態として、corporation や LLC が選択されるのは、株主の責任が出資の範囲に限定されるからである。しかしながら、corporation がオーナーである株主の Alter Ego (隠れ蓑) に過ぎない場合や、corporation の財産、経営が株主の物と混同されていたり、corporation が従うべき手続きを怠ったりした場合には、裁判所が、株主=corporation と認めて、corporation の債務についての責任が株主にもおよぶと判断することがある。このような法理を米国では、Piercing the Corporate Veil という。

具体的な事案において Piercing the Corporate Veil が認められるかは、個々の事案ごとに、会社法や判例に照らして検討しなければならない。この点、ミシシッピ州の Mississippi Code Title 79 Corporations, Associations, and Partnerships は、法人の行為や債務について、株主自身の行為により個人的に責任を負わされることもあるが、それ以外は株主は個人的に責任を負わない、と定めている。これはミシシッピ州の裁判所で Piercing the Corporate Veil の法理が認められる可能性が低いことを意味している。しかしながら、corporation を運営するにあたっては、法律が要求している手続き事項を遵守することが重要である。

2. ミシシッピ州 Limited Liability Company を維持する中で法的に必要な手続き

LLC の運営は、運営契約書の定めるところに従って行う。もし、運営契約書に定めのない事項があった場合には、Revised Mississippi Limited Liability Company Act に定められているルール、いわゆるデフォルト条項が適用される。また、上記 II. 1. の (4) Annual Report、(5) Reinstatement、(6) 基本定款の Amendment の項で説明した内容が、ミシシッピ州 LLC にも適用される。

(1) Foreign Entity がミシシッピ州での事業登録を維持するための手続き

事業登録している他州法人等の foreign entity は、名前を変更する場合、設立州を変更する場合等は Amended Certificate of Authority をファイルする必要がある。また、registered agent や registered office の住所を変更する時は、Registered Agent/Office Statement of Change をファイルすることになる。

さらに、ミシシッピ州で事業を行っている foreign entity には、ミシシッピ州 corporation と同じく、II. 1. の (4) Annual Report と (5) Reinstatement の項で説明した内容が適用される。

III. 他州で設立された Corporation のミシシッピ州 Corporation への変更

日本企業が、ある州で corporation を設立した後、その設立した州を離れて別の州に事業拠点を移すことはよくある。例えば、ミシガン州に進出することを決め、ミシガン州 corporation を設立してオフィスを構えて事業を行っていたけれど、ミシガン州での事業をやめ、オフィスを閉鎖し、新たにミシシッピ州に事業拠点を設ける、といったケースである。その場合、そのままミシガン州 corporation としておき、ミシシッピ州にて事業許可を取得してビジネスを行うということで問題ない。ミシガン州にオフィスはないけれども、ミシガン州 corporation のままミシシッピ州で事業許可を有しているという形態で何ら問題はないことになる。その場合のデメリットは、毎年ミシガ

ン州当局への 25 ドル程度の annual report fee の支払いや、州の税務申告の手続等を行う必要があることである。

一方、「ミシガン州での毎年の税務申告や、25 ドルの支払いをやめたい」「ミシガン州にオフィスがないのにミシガン州のままでは違和感がある」「ミシガン州のオフィスを閉鎖してミシシッピ州にオフィスを移す以上、ミシガン州 corporation ではなくミシシッピ州 corporation にしたい」と考えるのも不自然なことではない。

その場合、取るべき手続の 1 つに設立州の変更という手続がある（州法によって、domestication、conversion、transfer of jurisdiction 等と呼称が異なる）。つまりこれは、ある州で設立された法人を別の州の法人に変更する手続である。設立州の変更を行うには、会社が設立されている州の会社法と移転する先の州の会社法の両方にてそれが認められている必要がある。ミシシッピ州法は、他州法人をミシシッピ州法人に変更すること（domestication）について、対象となる他州法人の州法が設立州の変更を認めている限りにおいて、認めている。ミシガン州法には、ミシガン州法人を他州法人に変更する定めが設けられている。従って、ミシガン州法人からミシシッピ州法人に変更することはできることになる。一方、例えばニューヨーク州法には、ニューヨーク州法人を他州法人に変更する定めが設けられていない。従って、ニューヨーク州法人からミシシッピ州法人に変更することはできないことになる。Domestication ができるのであれば、比較的少ない費用負担でミシシッピ州法人に変更することはできる。また、州によっては、会社の組織形態によって他州法人に変更する要件が変わることもある。

Domestication ができない時に取りうる手続としては、会社合併が考えられる。その場合、ミシシッピ州法人を別途設立し、対象の他州法人と新設のミシシッピ州法人を合併させる手続を取るということにより目的を達成することになる。ただこれを行うには、関連書類の作成、合併の届け出等の他に、例えば非課税取引とするための税務上の 이슈の検討等も必要となる。従って、ある程度の期間とリーガルフィーがかかることになる。

IV. 会社の閉鎖

一旦、米国にて子会社、支店を設立した後、事業の状況により閉鎖という決断をすることもあるかもしれない。一般的に、米国では会社の設立は比較的簡単ですが、閉鎖には、それ以上の労力、時間、費用がかかる。閉鎖の場合には、事業を停止した後の会社資産の処分、債権の回収、債務の弁済、税金の支払いなどの清算手続きが伴うからである。

1. 閉鎖に要する期間、費用、手続きの流れについて

会社閉鎖に要する期間

会社の設立手続きは、定款の登録から銀行口座の開設などまで含めても1、2カ月程度で完了しますが、閉鎖の場合には、閉鎖を決定してから全ての手続きが完了するまでに6カ月～1年、もしくはそれ以上の年月がかかる。

会社の閉鎖にかかる費用

会社閉鎖の際、通常は、弁護士にアドバイスを求め、ファイリング手続きも弁護士に依頼する。弁護士以外のコンサルタントが閉鎖代行サービスを提供している場合もあるが、法律上の手続きを行うことを考えると、弁護士に依頼した方がリスクが少ないものと考えられる。閉鎖にかかる費用は、閉鎖する会社の事業内容や規模によるので一概には言えないが、5,000ドル程度で済む場合もあれば、1万ドルを超えることもある。

2. ミシシッピ州 Corporation を閉鎖するための手続き

ここでは、ミシシッピ州 corporation を、任意に解散する際の手続きを説明する。

(1) 解散 (Dissolution) の決定

まず、会社を解散し清算する手続きに入る意思決定を行う。ミシシッピ州 corporation の場合、既に事業を開始した会社が解散するには、一般的には、取締役会が株主に会社を解散することを提案し、基本定款または取締役会が別に定めない限り、株主総会にて議決権を有する株式の過半数の決議にて決定する。

（２）清算業務の遂行

解散を決議した後、速やかに、清算業務を行う。具体的には、（１）事業の停止、（２）知れたる債権者がいる場合には債権者への解散の通知、（３）財産の換価、（４）債務の弁済、（５）税務申告（次項（３））、（６）残余財産がある場合には株主への分配、（７）その他の清算業務、を行う。

（３）税務申告

会計士に相談・依頼して最終の連邦および州の税務申告（final tax return）を行い、すべての未払いの税金、債務を支払う。

（４）事業登録の取り消し

会社が事業登録している州、カウンティ、市、タウンなどに連絡し、事業登録の取消手続きを行う。なお、銀行口座については、税金の還付が完了するまで閉鎖するべきではない。会計士や弁護士に相談し閉鎖のタイミングを決める。

（５）解散証明書のファイル

清算業務が完了したら、Mississippi Secretary of Stateに解散証明書（Articles of Dissolution）を提出し、その際にファイリング費用として25ドルを支払う。Articles of Dissolutionには、（１）会社の名前、（２）会社解散が承認された日付、（３）会社解散が株主により承認された場合、会社解散はMississippi Business Corporation Actと基本定款に従い株主により正式に承認されたことを記載する。なお、解散の効力が生じる時期は、通常、Articles of

Dissolutionがファイルされた時点であるが、予め解散日を指定することにより、90日以内の一定期間後とすることもできる。

3. ミシシッピ州での事業登録を取り消すための手続き

次に、他州法人、支店のミシシッピ州での事業登録を取り消すための手続きを説明する。

(1) 税務申告

会計士に相談・依頼して最終のミシシッピ州の税務申告 (final tax return) を行い、すべての未払いの税金、債務を支払う。

(2) ミシシッピ州当局における事業登録の取り消し手続き

ミシシッピ州に支店を置く日本法人または他州法人のforeign corporationがミシシッピ州における事業登録を取り消すには、Application of Certificate of Withdrawalを、Mississippi Secretary of Stateにファイルする。この書類にはオフィサーが署名し、提出に伴いファイリング費用として25ドルを支払う。Foreign Limited Liability Companyがミシシッピ州における事業登録を取り消すには、Certificate of Cancellation of Foreign Limited Liability をMississippi Secretary of Stateにファイルし、ファイリング費用として25ドル支払う。

なお、会社がミシシッピ州当局だけではなく、カウンティ、市、タウンなどにおいて事業登録を行っている場合、それらを取り消す手続きを行う必要もある。

V. 合弁事業

1. 合弁事業における留意点

ミシシッピ州で事業を行う場合の事業形態について説明したが、これらの事業形態を共通の事業目的を有する合弁パートナーとの合弁事業の形で営む方法も考えられる。その場合には合弁パートナーとの間で、事業から生じる利益を分け合い、あるいは損失を負担し合い、また合弁事業をコントロールする権限を分け合うことになる。合弁事業の形態は事業の目的や各当事者の出資の仕方などによって決めることになるが、大きく分けて、複数の会社が分かれたまま契約のみによって合弁事業を行う場合と、前述のような limited partnership、LLC、corporation といった事業組織を通じて合弁事業を行う場合の2通りが考えられる。

2. 合弁事業形態の選択

(1) 合弁契約のみによる合弁事業

合弁事業をいわゆる合弁契約 (joint venture agreement) といった契約のみに従い営む場合、合弁契約書中において、合弁事業から生じる売り上げや利益の合弁当事者間での分配の割合およびその方法あるいは負担の割合や方法、合弁事業におけるそれぞれの役割や権限などを定めることになる。しかし合弁契約のみによって合弁事業を営もうとしても、その契約内容次第では事実上 partnership とみなされ partnership に関わる義務や責任が意図せずして生じてしまう可能性もある (例えば、既述したように、他のパートナーの不法行為による責任も含めパートナーシップの全ての債務について無限連帯責任を負うことにつながってしまう可能性もある)。従って、一般的には、一定期間内に単独のプロジェクトを限定された目的のために行うような場合でない限り、事業組織を通じて合弁事業を行う方がよいと考えられている。

(2) 事業組織による合弁事業

事業組織を通じて他社と合弁事業を行う場合には、他社とともに limited partnership、LLC、corporation といった事業組織を設立しその事業組織を通じて合弁事業を行うことになる。それぞれの事業組織の特徴については前述を参照。

(3) 合弁事業の持分所有と資産について

合弁事業を行う事業組織の形態を選択し設立した後、合弁事業の当事者は、それぞれが拠出する資産あるいは資本金と引き換えに、事業組織の持分、partnership であれば partnership interest、LLC であれば membership interest、corporation であれば株式を受け取ることになる。この事業組織から受け取る持分の割合は、各当事者の事業目的や役割、合弁事業に関わる法律や規則、例えばマイノリティ（例えば、ヒスパニック系やアフリカ系の米国人）が所有する事業組織のみに認められる特定の特典や税務上のインセンティブなどを考慮して決めることになる。例えば、税務上のインセンティブを受けるためにヒスパニック系の会社あるいは個人が合弁会社の過半数を持っていることが要件であるような場合等はヒスパニック系の合弁パートナーに過半数を所有してもらうことになる。

前述のとおり合弁事業の当事者は、合弁事業の目的をふまえて特定の資産を合弁事業に譲渡することになるが、この資産の譲渡方法はさまざまで、特定の当事者が事業組織に資産を売り渡す場合もあるし、また特定の当事者が事業組織の membership interest や株式といった持分と引き換えに資産を譲渡する場合もある。もし特定の当事者が事業組織に資産を売却する場合は資産の売買取引を行うことになり、その売買取引について契約書の中で資産の詳細、資産の対価、資産から生じうる責任の所在などについて定めることになる。同様に、もし特定の当事者が事業組織の membership interest や株式といった持分と引き換えに事業組織に資産を譲渡する場合には出資取引を行うことになるが、その出資取引について契約書の中で、資産の詳細、資産の対価あるいは資産と引き換えに発行する membership interest や株式の金額、資産から生じうる責任の所在などについて定めることになる。特定の当事者が事業組織に対して資産売買により資産を譲渡するか、あるいは出資により資産を譲渡するかは、税務上の 이슈 も考慮して決めていくことになる。また特定の当事者から事業組織への機械や機器のリース権や不動産リース権の譲渡、ベンダーや顧客との契約（契約上の権利義務）の譲渡、連邦政府あるいは州政府その他当局が発行するライセンスや特定の権利の譲渡、従業員の転籍といった取引を行う場合、その方法や責任の所在などについて当事者間で検討し契約書中において合意していくことになる。

(4) 合弁事業のメリットおよびデメリット

複数社間で合併事業を行う場合、その各当事者において、製品、サービス、技術、知識、資産、資本その他のリソースについてシナジー効果を見込むことができ、単独で事業を行うよりも事業目的を達成できる可能性が高まるかもしれない。また事業から生じるリスクを当事者間で分担することができるというメリットもある。ただその場合、事業の権利や利益についても単独で得ることはできず、当事者間で分け合うことになる。従って、合併事業についての契約書中には、合併当事者間の権利義務を定めることになる。

(5) 合併事業を行う際に検討、合意すべき主な事項

① 役職や事業方針の決定機関

通常、合併事業のための事業組織は、単独で事業を行う組織の場合と同様に、取締役 (Directors) やオフィサー (Officers) などのポジションに就く人を任命し、経営方針について取締役会などによって決めることになるが、それらの方法や手続きも事業組織や各当事者の事業目的などを踏まえながら決めていくことになる。

② 合併事業の範囲

合併事業の範囲についても当事者間で合意しておくべきで、例えば、製品やサービスの中身、製品やサービスの対象となる顧客の範囲 (例えば合併事業の対象地域)、各当事者が合併事業と競合しうる事業を行うことの制限などについて細かく決めることになる。通常、合併事業の各当事者は、合併事業に対して高度の忠実義務 (fiduciary duties) を負うことになるので、合併事業契約書あるいはその他の契約書において事業の範囲を明確にしておくことにより将来法的争いが発生することを避けるようにすべきである。

③ 合併事業の資金

通常の事業同様に合併事業においても事業を開始する時、また事業を続けていく中で資金が必要となる。そのため、合併事業の各当事者がどのような資金拠出義務を負うのかあるいは資金を拠出する権利を有するのか (例えば、現金を拠出するのかあるいは現物を拠出するのか、拠出は出資として扱われるのかあるいは融資として扱われるのか)、どのようなタイミングで拠出していくのか等について合併事業の目的を踏まえながら注意深く検討し、当事者間で合意していく必要がある。

④ 利益や損失の分配

合弁事業はその形態にもよるが、通常、合弁事業から生じる利益や損失を当事者間でどのように分配するかについてある程度の自由度を持っている。従って、合弁事業契約においては、利益や損失を当事者間で均等に分配するか、所有割合（出資割合）に従い分配するか、あるいは（可能な範囲において）利益を特定の当事者に優先して分配するか等、細かく定めることになる。また、その際は税務上の 이슈なども考慮していくことになる。

⑤ 秘密情報や知的財産権等の取り扱い

また合弁事業を行う場合には、各当事者の秘密情報や知的財産権などのリソースを用いたり、また合弁事業からそういった財産が創出されたりすることが多くある。従って、合弁事業の当事者は、秘密情報や知的財産権の扱いについて、誰がどのような財産を持ち込んだか、どの財産が誰の所有に属するのか、誰がどのように何の目的でそれらの財産を使用できるのか、合弁事業が終了した場合には秘密情報や知的財産権をどう扱うのか等について細かく検討した上、合意する必要がある。

⑥ 合弁事業の終了

合弁事業がどのような場合に終了するのかについても予め合意しておく必要がある。もちろん当事者がその意思によって、特定の事由なくして、合弁契約を終了させることができるよう合意することもできる。しかし合弁事業には各当事者が多大な時間とお金およびその他のリソースを投入することになるので、通常は合弁事業の終了には何らかの制限を設けることになる。例えば、合弁事業を開始してから一定期間が経過するまでは合弁事業の一方当事者が契約違反をしたとかあるいは破産したとかいった事態があった場合にのみ他方当事者は合弁契約を解除することができるよう合意することもある。

また、合弁事業の一方当事者が合弁契約を自らの事情で解除したような時には、他方当事者が合弁事業上の義務を履行し続けて第三者への責任が生じないように合弁事業を継続する権利を持つように合意しておくべきである。この権利について、例えば、一方当事者が有する機器や知的財産権といった資産を他方当事者が使用し続ける権利を必要とするケースが起りうるのであれば、そういったケースも念頭に置いて合意しておくべきである。あるいは他方当事者が一方当事者の持つ合弁事業の持分を優先的に買い取ることができるようあらかじめ定めておいたり、一方当事者に合弁契約違反があった場合には、あらかじめ定めた金額を他方当事者に対して損害賠償金として支払わな

いといけない旨定めておいたりすることも検討すべきである。また、一方当事者に親会社があるのであれば、予め一方当事者による契約違反の事態に備えて親会社の保証を取っておくことも検討すべきである。

⑦ 合弁事業の持ち分の譲渡等

一般的に合弁事業においては、合弁事業の持分を第三者に譲渡したり、合弁事業への第三者の参加を認めたりすることについて制限を課すことになる。例えば、一定のケースにおいては、合弁事業の持分を関連会社（例えば姉妹会社）に譲渡することを認めてもよいかもしれないが、関係のない第三者に譲渡することについては合弁事業の性質を著しく変質させるので制限すべきである。例えば、合弁事業の一方当事者の性質（例えば合弁事業の一方当事者がヒスパニック企業である等）ゆえにマイノリティビジネスの認定を受けていたり、税務上のインセンティブを受けていたりしている場合には、合弁事業の持分の譲渡があるとその認定やインセンティブを失うことにもつながりえるので十分な留意が必要である。従って、どのような場合においても、持分の譲渡などについては他方当事者の事前の同意を必要とし、他方当事者は優先して一方当事者の持分を買い取ることができるように定めておいたほうが安全である。

VI 雇用、労働および福利厚生

1. 概要

雇用、労働および福利厚生については、採用、解雇、差別、給与、報酬、安全、組合、知的財産権、競合等、さまざまな留意事項がある。特に親会社と子会社の間での雇用文化が異なる日本企業の米国子会社においてはこれらに起因して思わぬ紛争が発生することがあるので、予め慎重に各種書類の作成等をしておくべきである。

また、雇用関連法規はしばしば改正され、また裁判所の判例も頻繁に変わるので、定期的にチェックする必要がある。また従業員が会社に対してクレームを起こしてくることもあり、それに伴い連邦政府や州の当局による調査が入ることも多くある。

2. 雇用自由の原則

一般的には、米国における雇用は雇用自由の原則（at-will employment）に基づき、会社あるいは従業員の両方から、いつでも、いかなる理由によっても、あるいは理由がなくても、事前の告知なく、雇用関係を終了させることができ、それはミシシッピ州においても同様である。従って、基本的には、会社と従業員の間には明示の契約書による別の定めがなければ、雇用自由の関係にあるとみなされる。それゆえに、例えば会社が幹部社員を雇う時には雇用契約書を取り交わし、その中に雇用期間を設けたり、一定の出来事が起きた場合でなければ突然一方的に解雇することはできない旨の条項を設けたりする。もっとも、一般的には会社としては自由な雇用関係の原則を維持すべきであるから、雇用契約を取り交わす時には、解雇する権利が大きく制限されたり解雇時に大きな金銭的責任などを負うことになったりしないよう留意して、雇用契約書を作成する必要がある。雇用自由の関係は原則であるので、何ら書面にてそう合意していなくても推定されるものである。しかし、何らかの誤解が生じることを避けるべく、雇用自由の関係であることについて採用時に従業員に手渡すオファーレターの中に明記しておいたり、また就業規則（Employee Handbook）中で口頭の合意などにおいて自由雇用関係が変わることはない旨（例えば、口頭で一定期間の雇用を約束することはないこと）明らかにしておいたりすることが大事である。

3. 雇用、労働、福利厚生に関する法律

以下にいくつかの雇用、労働、福利厚生に関する法律を列挙し、またそれらについて簡単に説明する。なお、会社の従業員数やその他の条件によって適用される法律が異なり、また各法の内容を詳細に説明することはできないが、どういった法律があるのかを知っておくことは会社において従業員の雇用や福利厚生について決める際に役立つ。

（1）連邦法

Title VII of the Civil Rights Act of 1964 (Title VII) は、個人や従業員の人種、肌の色、国籍、宗教、性別、妊娠の有無等に基づいて従業員の採用、昇進（降格）、昇給（減給）、解雇等

について決めることを禁止していて、またセクシャルハラスメントや報復を行うことを禁止している。Title VII は 15 人以上の従業員を抱える会社が対象となる。

The Age Discrimination in Employment Act of 1967 (ADEA) は、年齢に基づく雇用上の差別を禁止している。ADEA は 40 才以上の個人や従業員を保護すべき対象としていて、また 20 人以上の従業員を抱える会社に適用される。

The Americans with Disabilities Act of 1990 (ADA) は、身体的あるいは精神的不自由を抱える個人や従業員（もし身体的あるいは精神的不自由を抱えていなかったらその仕事を与えられていたはずの個人や従業員）に対する雇用上の差別を禁止している。会社が個人や従業員に reasonable accommodation（合理的な便宜）を与えることによってその仕事を行うことができるのにも関わらず、仕事を与えなかったような場合が ADA の禁止の対象となる。ADA は、15 人以上の従業員を抱える会社が対象となる。

The Genetic Information Nondiscrimination Act of 2008 (GINA) は、医療保険会社や会社が従業員の遺伝的情報を不適切に用いることを禁止している。例えば GINA は、会社が採用、解雇、配置、昇進といったことを決める際に遺伝的情報を用いることを禁止している。GINA は、15 人以上の従業員を抱える会社が対象となる。

The Family and Medical Leave Act of 1993 (FMLA) は、従業員が出産あるいは子育てをすとか、従業員に重大な健康状態が生じているので働くことができないとか、家族が重大な健康状態にあるゆえに看病しなくてはいけないとかいった時に、会社は従業員に最長 12 週間の無給休暇を与える義務がある。FMLA は、従業員が FMLA に従い無給休暇を取得した後、職場復帰した時には前と同じか同様の仕事を与えないといけない。会社の事務所に、あるいは会社の事務所から 75 マイル以内に 50 人以上の従業員がいる場合に適用される。

The National Labor Relations Act (NLRA) は主に、従業員が組合のメンバーになったり組合活動に参加していたりすることにより会社が従業員を解雇する等差別的に扱うことを禁止している。

The Employee Retirement Income Security Act of 1974(ERISA) は、従業員の福利厚生プランに関する法である。ERISA は、例えば、会社が、退職ベネフィット等の福利厚生上の利益を得た従業員に対して解雇その他の雇用上の不利益を与えることを禁止している。

The Occupational Safety and Health Act of 1970 (OSHA) は、職場の安全基準等について定めている。例えば、OSHA は職場の健康および安全基準に違反していることに不平を言ったり証言した従業員に対して、解雇その他の雇用上の不利益を与えることを禁止している。

The Fair Labor Standards Act (FLSA) は、最低賃金や残業代の支払い等について定めている。FLSA は、賃金や残業代の支払いについて不平のクレームを言ってきたり不平のクレームを Department of Labor にファイルしたりした従業員に対して、解雇その他の雇用上の不利益を与えることを禁止している。

The Equal Pay Act は、従業員の性別によって報酬金額において差別することを禁止している。

The Sarbanes-Oxley Act of 2002 (SOX) は、上場会社や上場会社の役員や幹部社員等が証券取引法その他の連邦法に反して株主をだましたりあざむいたりしていることを従業員等が当局に告発したり、社内のしかるべき部署に告知したりしたことに對して、解雇その他によって報復することを禁止している。

The Patient Protection and Affordable Care Act (ACA) は、通称オバマケアとも呼ばれている、会社の医療保険プランについて様々な会社への要求事項を定めた法律である。会社は、保険会社と話し合いながら ACA を踏まえながら健康保険の内容を決める必要がある。

The Immigration and Nationality Act および The Immigration Reform and Control Act of 1986 は、会社が新たに従業員を採用する場合には従業員が移民法上合法に米国内で働くことができるステータスを持つことを確認することを求めている。

その他連邦法においては、会社が従業員による陪審員の義務の履行に対して不利益を与えたり、従業員の兵役に関する義務の履行に対して不利益を与えたりすることも禁止されている。

(2) ミシシッピ州法

ミシシッピ州には、人種、肌の色、国籍、宗教、性別、年齢等に基づいて一般企業における雇用上の差別を与えることを禁止する独自の州法はない。それらの差別は、上述の連邦法に従って禁止されることになる。

The Mississippi Right to Work Law は、従業員が組合のメンバーになることを理由に、あるいは、組合のメンバーにならなかったことを理由に会社が不利益を与えることを禁止している。

Mississippi Code Title 93 Domestic Relations, Chapter 11 Enforcement of Support of Dependents は、(例えば離婚裁判の判決により) 子供の養育費を給与から天引きされることになった従業員に会社が不利益を与えることを禁止している。

4. 雇用や福利厚生において考慮すべきこと

(1) 差別

上述のように、米国においては会社に対して雇用や福利厚生におけるあらゆる場面において機会の平等を徹底することを義務づけられていて、会社の雇用に関わる全ての決定やアクションが差別的なものでないよう、また職場において差別やハラスメントがないようにしなければならない。

採用プロセスも差別的なものであってはならない。従って会社は採用にあたって応募者に対して差別の根拠となりうる情報、例えば人種、国籍、性別、年齢などを求めてはならず、学歴や過去の仕事上の経験等業務の遂行の可否の判断に役立つ情報のみを求めなくてはならない。また採用にあ

たっては、応募者のバックグラウンドチェックを行うことも大事で、特に経理担当者を雇うような場合には、バックグラウンドチェックを行う業者を通じて、応募者の過去の経験や刑事罰についての記録などを細かくチェックすべきである。もっともバックグラウンドチェックは事前に応募者の同意を得ること等、法律を遵守して行わなくてはならない。

(2) 移民法上のステイタス

従業員が合法に米国内で働くことができるかどうか確認しなくてはならない。また、従業員が（米国から見て）外国人である場合には就労ビザを取得しなくてはならないケースもありえる。その場合には会社と従業員の資格要件を確認しながらもっともふさわしいビザを申請、取得させることになる。

(3) 給与や勤務時間、ベネフィット

給与等の報酬や勤務時間についての法律を詳細にいたるまで把握しそれらを遵守することは、従業員から報酬についてのクレームを受けたり当局から勤務時間についての調査を受けたりする事態を避けるためには非常に大事なことである。例えば、週に 40 時間を超えて働いた従業員に超過した時間分について時間給の 1.5 倍の超過勤務手当を支払う義務を怠ったり、「FLSA に基づいて超過勤務手当を支給する必要のない Exempt Employee」と「超過勤務手当を支給しなくてはならない Non-Exempt Employee」の分別を適切にしなかったりしたことにより、従業員との間で争いが生じたり、連邦政府当局の調査を受けることがあるので、そういったことにならないよう、法の遵守を徹底する必要がある。

会社は従業員に対して、有給休暇、健康保険、退職年金、さらには自動車やスポーツクラブのメンバーシップなどの雇用上のベネフィットを与えることがある。会社は、Title VII、FMLA、ERISA、ACA などの法律に従いながら、法に定められたベネフィットを差別のない方法で従業員に与えることになる。

(4) 従業員情報や会社情報の管理

会社は、従業員の医療健康情報や個人情報を含む従業員ファイルへアクセスする際には Health Insurance Portability and Accountability Act (HIPAA) などの違反とならないよう、慎重に対応する必要がある。

会社は、従業員が知的財産権あるいは製品や顧客などについての秘密情報等を扱う際には従業員がそれらの情報を会社の業務目的のためだけに扱うよう慎重に管理する必要がある。原則的には、例えば、従業員が会社の業務を通じて知的財産として価値のある発明や発見をした時にはそれらの発明や発見についての権利は“work for hire”として会社側に帰属することになる。しかし、それでも念のため、業務を通じて発明や発見をする立場にある従業員との間ではあらかじめ雇用契約書を取り交わしその中で発明や発見について会社に権利が帰属することを明記しておくべきである。また雇用契約書にはそういった従業員が、会社を辞めた場合あるいは会社がそういった従業員を解雇した場合に備えて、発明や発見の帰属について定めておくべきである。

特に知的財産権あるいは製品や顧客などについての秘密情報等を扱う従業員との間の雇用契約書には、会社を退職した後の競業禁止義務や勧誘禁止義務の条項を設けておくことが大事になる。もっともこれらの条項は、雇用自由の原則と反する条項ゆえに常に効力を持つとは限らないが、それでも最大限会社の権利が守られるよう留意して、注意深く作成した契約書をあらかじめ取り交わすべきである。

(5) 従業員による犯罪

従業員による会社の現金横領等についても、最大限防ぐ対策を取るべきである。前述のとおり従業員を雇用する前にはバックグラウンドチェックをすべきである。さらに不正な支払いや現金流出が生じないように、経理部門においてチェックアンドバランス機能を持つべく、仕入れ先やベンダーへの支払についてのポリシーや仕入れ先やベンダーの設定手続き、検査および監査体制を構築することが大事になる。

(6) 会社買収や資産買収

会社買収や資産買収にともない、買収先（売り手）の従業員を雇用することもある。そういった時に、買収側（買い手）が売り手による買収前の従業員差別、未払い給与その他の責任を問われる可能性がある。従って、買収契約書中に、表明保証条項（representation and warranties）を定め、売り手に全ての過去の雇用に関する出来事について開示をさせ、また売り手が全ての雇用についての法律を遵守していたことについて表明保証させるべきである。例えば、売り手の過去の雇用差別ゆえに買い手が責任を問われ損害を被るようなことがあれば、売り手がその損害を補償する旨の合意もしておく必要がある。買い手は従業員との契約書や雇用上の記録、就業規則、ベネフィットプラン、マニュアル等をレビューする等のデューデリジェンス作業を行うべきである。

(7) 退職した従業員による Unemployment Insurance Benefits の Application への対応方法

退職した元従業員が、ミシシッピ州の Mississippi Department of Employment Security (MDES) に失業保険 (unemployment insurance benefits) を申請すると、しばらくして MDES から Notice to Employer of Claim Filed and Request for Information (UI-21A) という通知が届く。同通知は、元従業員が unemployment insurance benefits を申請したことを示す書類で、MDES が元従業員に unemployment insurance benefits を受け取る権利があるかどうかを判断するために、雇用主に対して元従業員の退職に関する説明等を求めるものである。例えば、解雇された元従業員は、解雇理由が不況による整理解雇であれば unemployment insurance benefits を受け取る権利を有するが、就業規則違反等の misconduct があつたとして解雇された場合は、unemployment insurance benefits を受け取る権利を有しないことになる。

この通知には提出期限が示されており、会社側が元従業員には unemployment insurance benefits を受け取る権利がないと考える場合にはその理由を MDES にオンラインにて提出する必要がある。最終的に MDES は、回答事項その他を考慮して、最終的に unemployment insurance benefits を給付するか否か、給付するとしたらいくら給付するかを決めることになる。

なお、unemployment insurance benefits が与えられると、その後の雇用主の失業保険の tax rate が上がる可能性がある。

VII. 環境規制と環境評価

1. 環境上の義務と責任

環境上の義務と責任については、事業の開始や買収に伴い土地を購入したりまたはリースしたりする時に、あるいは建物や工場あるいは事務所を建設したりする時に注意深く検討すべき事項である。これらの義務や責任については、連邦法、州法、市やカウンティの条例等に定められている。また環境上の義務や責任は、その性質上必ずしも例えば土地を購入した時にすぐに発生するものではなく、土地を購入してしばらく経ってから発生するものもあり、そのことが環境上の義務や責任が生じる取引をより注意を要するものとしている。

(1) 契約条項によって環境上の義務や責任から免れることができるか

一般的には購入した土地に環境汚染が見つかったような場合には、その環境汚染がいつ起きたかに関わらず、現在の土地や建物の所有者はその義務と責任から免れることはできない。しかし、それでもあらかじめ契約によって環境上の義務や責任を、例えば、土地の売り手に残しておくことも対売り手との関係においては効果がある。

会社買収 (stock purchase) や資産買収 (asset purchase) の際、その買収の対象に土地や建物が含まれている時には取り交わす株式買収契約書 (Stock Purchase Agreement) や資産買収契約 (Asset Purchase Agreement) 中に、「過去、現在あるいは将来の土地の環境状態について何ら問題がないこと」や「売り手がすべての環境に関わる法と規則を遵守していたこと」などについての「表明保証条項」 (representations and warranties) を定めておくべきである。また、その表明保証条項には、買収後に土地から環境汚染が発見された場合に買い手がその環境汚染をクリーンアップしたり汚染の原因を封じ込めたりといった対策をとった時の買い手のコストその他の負担を、

売り手が買い手に補償することを義務付けることも定めるべきである。しかし、売り手が資産買収契約に従って買い手に対して補償義務を負ったとしても、連邦政府や州等の当局が現在の土地の保有者である買い手に対して環境汚染についての責任の負担を求めてくることには変わりはない。また、売り手が経済的困窮状態にあたり破産していたりした場合には、買い手に対する補償義務を履行できないことになり、その場合には結局買い手が責任を負担することになる。

(2) 環境デューデリジェンス作業の重要性

買い手としては、資産買収契約書中に環境上の責任を売り手に負わせる条項があったとしても、事前に購入するすべての施設や土地についての環境デューデリジェンス作業を行うべきである。通常買い手は、環境デューデリジェンス作業を行う際、環境コンサルタントを雇って建物や土地の環境分析および評価をすることになる。American Society for Testing Materials といった組織が The Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980 (CERCLA) のような環境規制をふまえたデューデリジェンス作業についての基準を設けている。この基準が求める環境評価のレベルはさまざまで、建物や土地の性質によっても変わってくる。例えば Phase I 環境評価は、現在および過去の土地や建物の使用から生じているかもしれない土地の潜在的な環境汚染についての調査、聞き取り、土地サーベイ、環境規制プログラムのレビュー、航空写真などを通じた目視および書類レビューを中心とした調査で、土壌の検査分析は含まない。Phase II 環境評価は、土を採取しその土を試験分析するといった土壌調査を含むものとなる。また、買い手としては、購入する土地や施設の環境上の 이슈を把握すべく、売り手が過去に土地や建物をどのように使用していたかとか、売り手が所有する他の建物や土地がどのような状態になっているかについてのデューデリジェンス作業を行うことも検討すべきである。デューデリジェンス作業の結果によっては、資産買収取引後に何らかの汚染浄化の対策を取ることを覚悟しなくてはならないし、また場合によっては、買い手として環境上の責任リスクを負うわけにいかず資産買収取引を中止するという判断を迫られる可能性もある。

2. 環境に関する法について

(1) 連邦法

The Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980 (CERCLA) は、環境汚染、汚染物質や危険物質の排出や運搬、空気や水、植物体系や動物体系の汚染からの保護や汚染の浄化等の環境に関わるイシューについて定めた連邦法である。CERCLA は土地や建物に汚染が生じている場合、その汚染が過去の所有者によって生じたものであっても現在の所有者にその汚染を浄化する義務を負わせている。従って前述の繰り返しになるが、原則的には、仮に土地や建物の買い手と売り手との間の契約書で、売り手に環境汚染についての責任を負わせていたとしても、現在の所有者である買い手が環境汚染について責任を負わなくてはならないことになる。

例外的に、CERCLA に基づく環境汚染についての責任を、現在の所有者が負わなくてもよいケースもある。それは、現在の所有者が環境汚染について全く知らなく、環境上のイシューについての十分なデューデリジェンス作業を行っていて、環境汚染が見つかった時点で直ちに当局にその環境汚染について報告していて、その環境汚染の浄化作業に協力しているような場合である。例えば The Small Business Liability Relief and Brownfields Revitalization Act of 2002 は CERCLA に基づく環境汚染についての現在の所有者の責任に一定の例外規定を設けている。この例外規定が適用されるには、より具体的には、現在の所有者が土地あるいは建物を購入する前に環境汚染が発生していて、現在の所有者は発生している環境汚染の原因に一切関係がなく、環境汚染を生じさせた当事者と資本関係その他何らの関係もないこと、2002年1月11日以降に土地建物を入手していること、土地あるいは建物を入手する前に環境汚染についての十分なデューデリジェンス作業を行っていること、環境汚染についての全ての必要な通知を行っていること、さらなる環境汚染の発生や拡大を防ぐ手立てを講じていること、政府当局による環境汚染の浄化作業や要請に協力し支援することなどがその条件となっている。

他の環境規制にかかわる連邦法としては、The Clean Air Act（大気汚染についての法）、The Clean Water Act（水質汚染についての法）、The Resource Conservations and Recovery Act（廃棄物についての法）、The Oil Pollution Act（油による汚染についての法）、The Noise Control Act（騒音についての法）、The Pollution Prevention Act（製品の製造方法、操業方法、原材料の変更により環境汚染を減らすことについて等定めた法）などが挙げられる。また、The U.S. Environmental Protection Agency が連邦法上の環境規制を執行していく政府当局となる。

(2) ミシシッピ州法

連邦法に加えて、ミシシッピ州には、Mississippi Air and Water Pollution Control Law（水、空気の汚染についての法）、Mississippi Multimedia Pollution Prevention Act（汚染物質や危険物質の排出等についての法）等の環境に関する法律がある。またミシシッピ州の Department of Environmental Quality (MDEQ) がミシシッピ州の環境規制を執行する政府機関となる。MDEQ が水質、大気質、土壌の質の規制をし、様々な許認可を管理している。